

令和4年12月15日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士・税理士による「相続・贈与・成年後見ワンストップ無料相談会」

2 開催日時及び会場

(1) 長野会場

日時：令和4年11月21日（月）13時30分～16時30分

会場：長野市生涯学習センター（TOiGO）第1, 2, 3, 5, 6 学習室

(2) 上田会場

日時：令和3年11月25日（金）13時30分～16時30分

会場：上田商工会議所5階ホール

(3) 佐久会場

日時：令和4年11月21日（月）13時30分～16時30分

会場：佐久市県民創錬センター 多目的室1～5

(4) 松本会場

日時：令和4年11月21日（月）13時30分～16時30分

会場：松本商工会館301, 302, 303, 605, 606 会議室

(5) 諏訪会場

日時：令和4年11月21日（月）13時30分～16時30分

会場：下諏訪商工会議所会館2階第1～3号室

(6) 伊那会場

日時：令和4年11月22日（火）13時30分～16時30分

会場：福祉まちづくりセンターふれあい～な3階 第1, 第2, 第3 研修室

(7) 飯田会場

日時：令和4年11月21日（月）13時30分～16時30分

会場：飯田市勤労者福祉センター第1, 第2 研修室, 第1, 第2 視聴覚室

第4 開催趣旨

平成27年1月1日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられました。また、平成30年7月6日には、自筆証書遺言の方式の緩和をはじめとした民法の相続法分野の改正があり、令和6年4月1日からは相続登記の義務化を含む「民法等の一部を改正する法律」が施行されることとなるなど、ご承知の通り、相続に関する法制度は、ここ数年大きく変容しており、度々報道にも取り上げられていることから、県民の関心が年々高まってきています。

また、平成12年4月1日に施行された成年後見制度は、施行後20年を経過し広く県民に浸透してきており、相続や贈与の相談に絡めて成年後見制度の利用を検討し

たいといった相談が年々増えています。

そこで、本年度も相続税や贈与税、相続や贈与に関する各種手続、成年後見制度に対する県民の悩みをワンストップで解決できる相談会の開催を、本会及び関東信越税理士会長野県支部連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部の3団体が協力して企画いたしました。

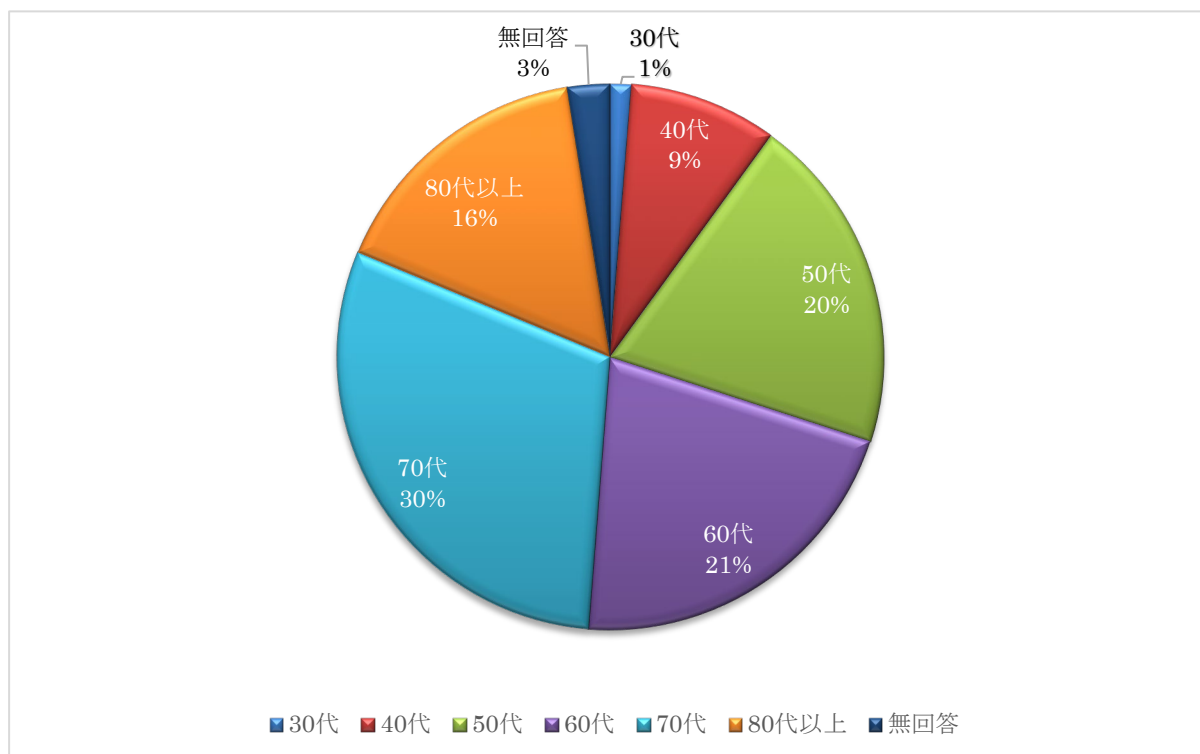
第5 相談件数

合計 80件 (111件) *括弧内は前年度実績

内訳	長野 14件 (24件)	上田 11件 (24件)	佐久 13件 (21件)
	松本 15件 (16件)	諏訪 12件 (10件)	伊那 7件 (9件)
	飯田 8件 (7件)		

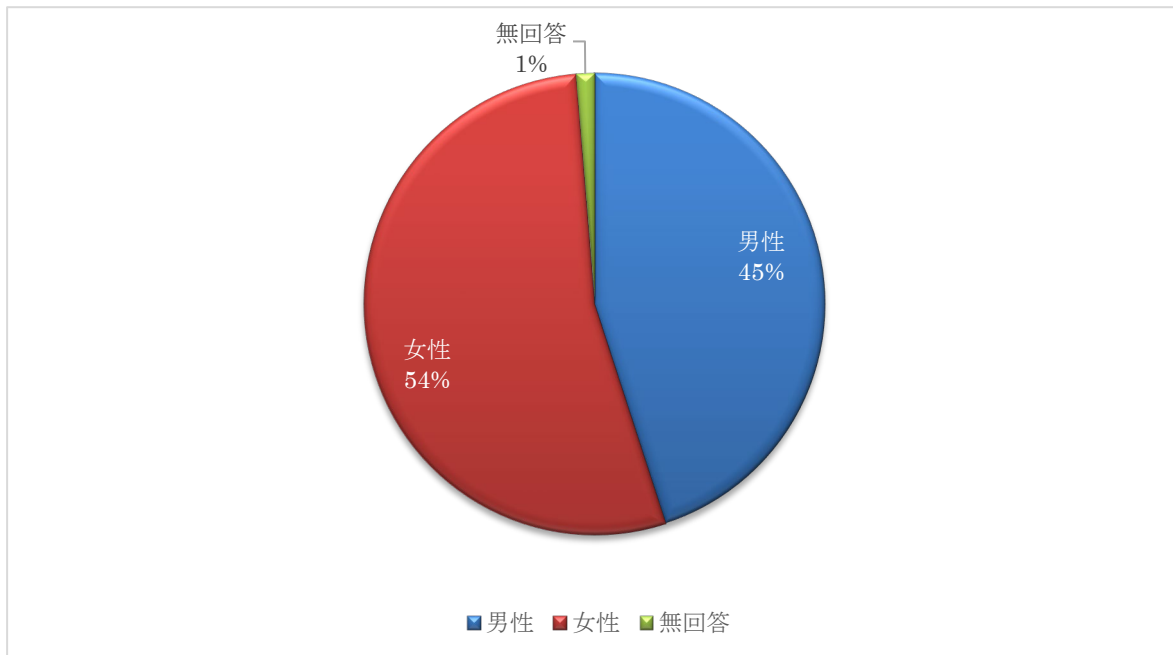
(1) 年代

30代	1人	40代	7人	50代	16人
60代	17人	70代	24人	80代以上	13人
無回答	2人				



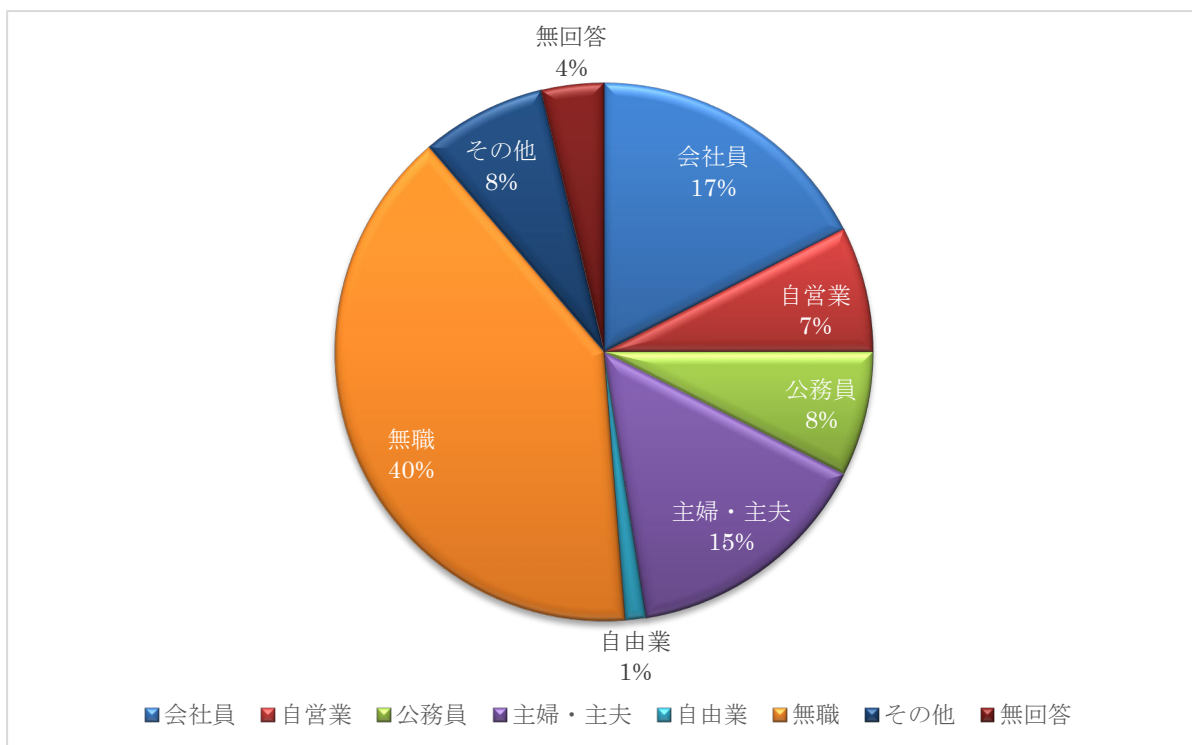
(2) 性別

男性 36人 女性 43人 無回答 1人



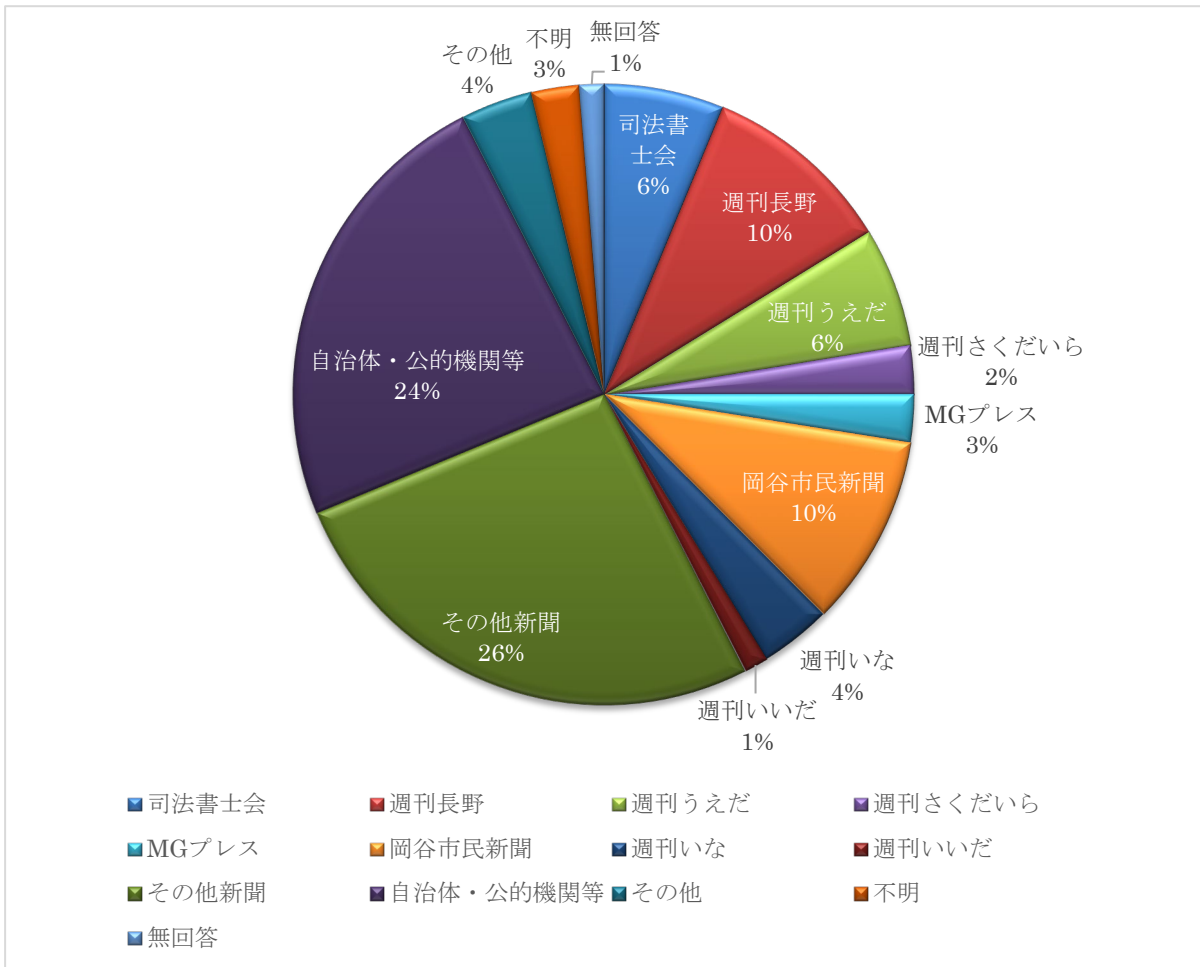
(3) 職業

会社員 14人 自営業 6人 公務員 6人
主婦・主夫 12人 自由業 1人 無職 32人
その他 6人 無回答 3人



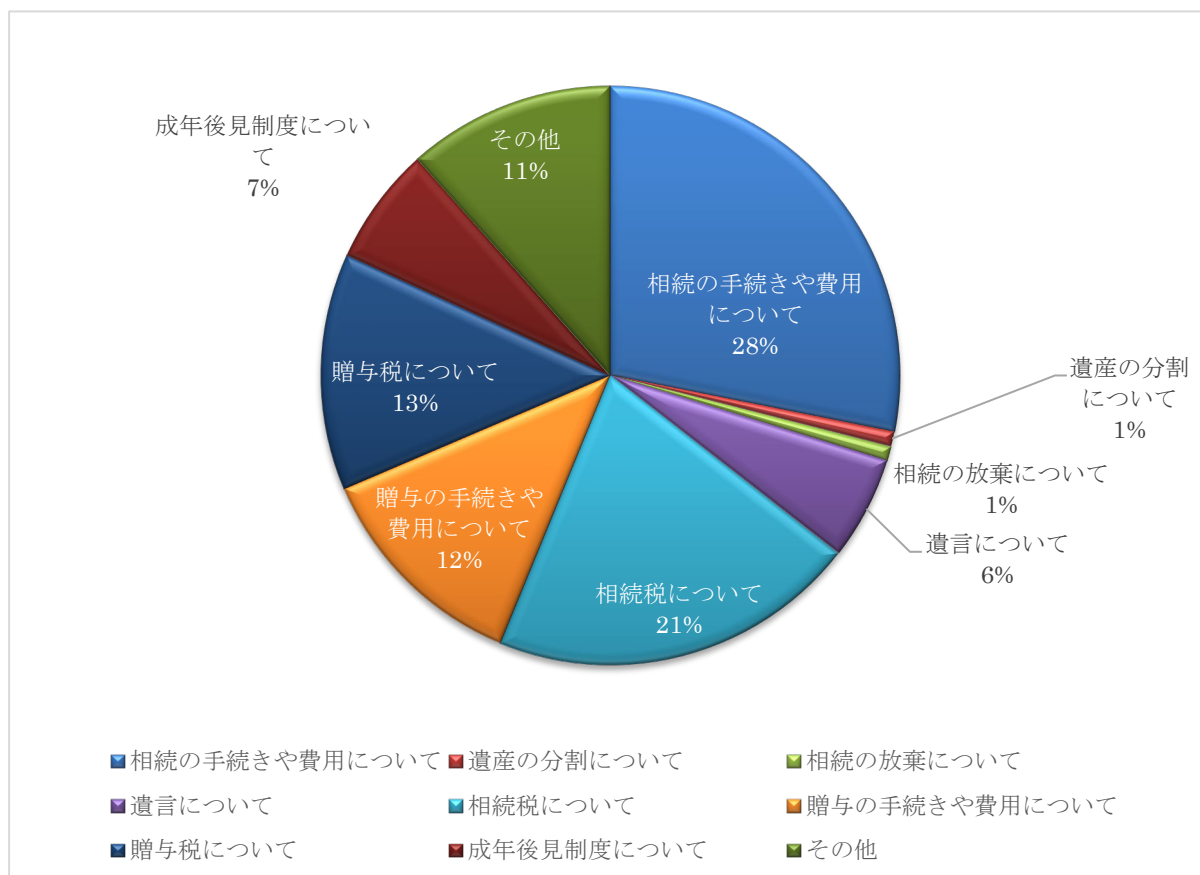
(4) 相談会を何で知ったか (複数回答)

司法書士会	5人	週刊長野	8人	週刊うえだ	5人
週刊さくだいら	2人	MGプレス	2人	岡谷県民新聞	8人
週刊いな	3人	週刊いいだ	1人	その他新聞	21人
自治体・ 公的機関等	19人	その他	3人	不明	2人
無回答	1人				



(5) 相談内容

相続の手続きや費用 34件 遺産の分割 1件 相続の放棄 1件
遺言 7件 相続税 25件 贈与の手続きや費用 15件
贈与税 16件 成年後見制度 8件 その他 14件



第6 相談内容のうち主なもの

- (1) 遺言書の書き方・作成方法について知りたい。
- (2) 相続登記の手続きについて知りたい。
- (3) 生前贈与（贈与税含む）について知りたい。
- (3) 夫が死亡したが相続税の申告が必要か。
- (4) 住宅取得資金の贈与と税金について知りたい。
- (5) 相続税申告・遺産分割協議の進め方について知りたい。
- (6) 相続登記義務化への対応について知りたい。
- (7) 成年後見制度について知りたい。
- (8) 認知症の親に成年後見人を選任する必要があるか。

第7 実施した感想・コメント・今後の対応

本年度は、昨年同様、新型コロナウイルスの感染対策として完全予約制にて実施しました。予約方法も前年度同様、電話、及び、インターネット予約（当会ホームページにて実施）も併用して実施しました。前年度の実施時期は、全国的にも、新

型コロナウイルスの新規感染者数が激減していた状況もあったのか、近年と比較してもかなりの相談者数でしたが、本年度は、前年度と打って変わり、新型コロナウイルスの新規感染者数が激増しており、県内7会場のうち、6会場において相談者数が減少し、全体としても、前年と比較しても大幅に相談者数が減少しました。新型コロナウイルスの新規感染者数の激増における状況下ではあったものの、広報など、本相談会を県民の皆様にご認知していただけるよう、より一層取り組んでいく必要があると痛感しております。

ご相談後は、受付に感謝の言葉を頂き、満足して帰られる相談者が多く、非常に充実した相談会となったと感じております。コロナ禍において、前年度同様、積極的に参加していただいた税理士会及びリーガルサポートながの支部に感謝申し上げますとともに、当会としても司法書士の社会的責任を果たせたのではないかと思います。

さて、相談内容については、例年と同様、相続や生前贈与についての一般的な相談から、相続税・贈与税に関する相談に加え、成年後見制度に関する相談も多く、県民の方の成年後見制度に対する関心も高まっていると感じております。相続の問題については、前記開催趣旨でも記載しましたが、施行が迫ってきた相続登記義務化に対する不安や関心から、どの様に制度が変わっていくのかといった相談も寄せられました。法律改正が目前に迫っている中、県民の方の関心の高さや問題意識はより一層高まっていくと思われれます。

その意味で、このような相談会の重要性は更に増していくと思われるため、今後も充実した相談会を定期的実施していきたいと考えております。

長野県司法書士会では、司法書士の社会的責任を果たすため、コロナ禍の中でも県民に必要とされる事業を引き続き実施してまいります。

第8 当日の様子

